

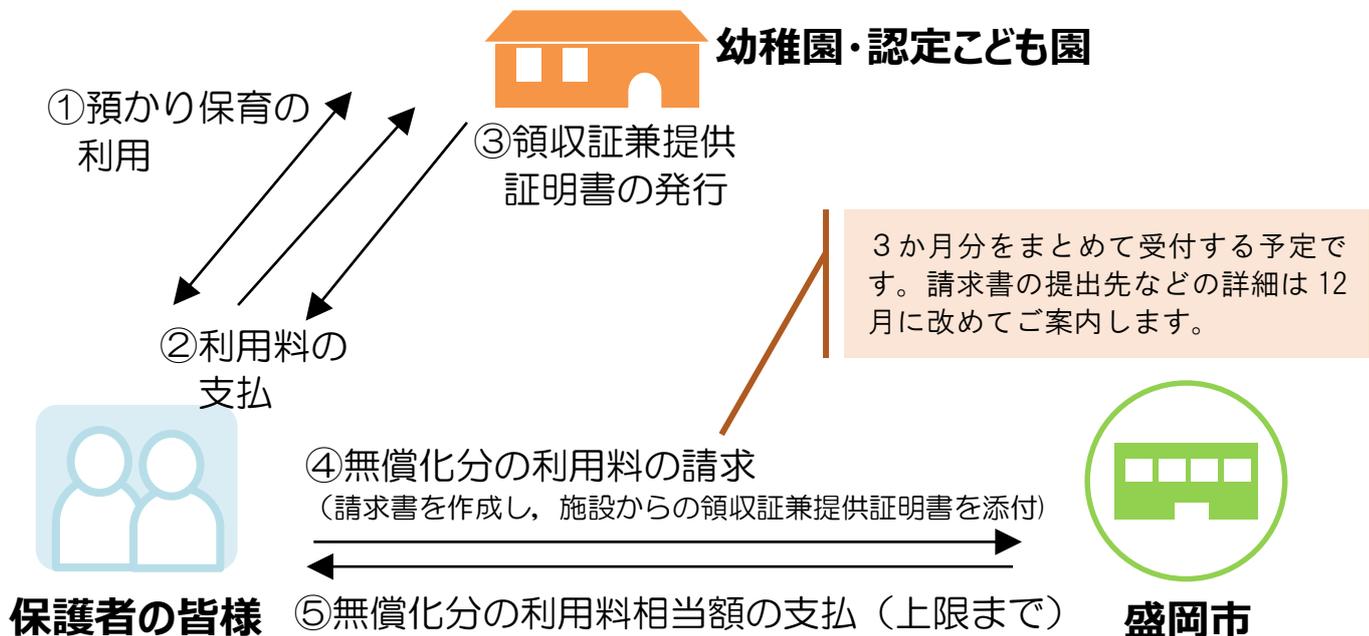
預かり保育料の無償化の流れについて

盛岡市在住で幼稚園及び認定こども園の預かり保育を利用されている方へ

- 「施設等利用給付2号(又は3号)認定」を受けた子どもについて、
 - ①日額 450 円 × 利用日数
 - ②月額11,300 円(施設等利用給付3号認定の場合は月額 16,300 円)のいずれか低い方の額を上限として無償化の対象となります。
- 盛岡市から認定を受けた子どもの場合、無償化の対象となる利用料は、
 - ・ 保護者の方から施設へ一度お支払いいただいた上で、
 - ・ 3か月分の支払額をまとめて盛岡市あてに請求していただき、
 - ・ 市から保護者の方の口座へ利用料相当額をお支払いする方法で、上限の範囲内で保護者の方の負担額を無償とする方法(償還払い方式)となります。

※ 月額保育料は無償化に伴い施設への支払いが不要となっていますが、取扱いが異なります。

【預かり保育料の無償化の流れ(盛岡市の場合)】



- 盛岡市にお住まいの方向けの請求書の様式や請求手続きの詳細は、12月に改めてご案内いたします。

※ 他市町村から施設等利用給付認定を受けた子どもの場合は、手続きが異なりますので、お住まいの市町村からの案内に沿ってください。